

国際関連情報 Report from FASB

# 金融資産の減損に関する公開草案

米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際研究員 かわにし やすのぶ  
川西 安喜

## はじめに

2012年12月20日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書案 (公開草案) 「金融商品：信用損失 (Subtopic 825-15)」 (以下「本公開草案」という。) を公表した。コメント期限は2013年4月30日である。

本稿では、本公開草案の概要について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

## 範囲

本公開草案は、すべての企業に適用する。また、本公開草案は、信用リスクに関連する損失を被る可能性があり、かつ、「その変動を純利益に含めて認識する公正価値 (FV-NI)」カテゴリーに分類されていない、以下の金融資産について適用する。

- (a) 以下を含む、負債性金融商品である金融資産

- i. 「償却原価」カテゴリーに分類されている負債性金融商品
- ii. 「その変動のうち要件を満たすものについてその他の包括利益に含めて認識する公正価値 (FV-OCI)」カテゴリーに分類されている負債性金融商品
- iii. 収益認識に関する会計基準の範囲に含まれる、収益 (売上) が認識される取引から生じる売掛債権
- iv. 保険に関する会計基準の範囲に含まれる保険取引から生じる再保険債権
- (b) リースに関する会計基準に従い貸手により認識されたリース債権
- (c) ローン・コミットメント

## 認識

### (1) 総論

各決算日において、企業は、本公開草案の範囲に含まれる金融資産の予想信用損失について引当金を認識しなければならない。ここで、予想信用損失とは、回収できないことが予想される、すべての契約上のキャッシュ・フローの現在の見積りをいう。

また、FV-OCIにより測定されている金融資産について、以下の条件が共に満たされる場

合、予想信用損失を認識しないことを選択することができる。

- (a) 個々の金融資産の公正価値が、金融資産の償却原価と同じであるか、これより大きい。
- (b) 個々の金融資産の予想信用損失が重要ではない。

## (2) 予想信用損失の見積り

予想信用損失の見積りは、見積りを行うに当たって関連性があると考えられる、内部及び外部の利用可能な情報に基づかなければならない。このような情報には、類似する資産についての過去の損失の実績を含む、過去の事象に関する情報、現在の状況、並びに、合理的かつ裏付可能な予測及びその予想信用損失に対する影響に関する情報が含まれる。

用いる情報には、借手に固有の定性的及び定量的要因（例えば、借手の信用力に関する現在の評価）と、企業が事業を行っている経済環境に固有の定性的及び定量的要因（例えば、景気循環における現在の位置と、予想される今後の方向性に関する評価）を含めなければならない。したがって、過去の実績に反映されていない、損失に関連する現在の情報がある場合、これを反映するために必要に応じて修正を行わなければならない。

金融資産の契約期間全体にわたり、予想信用損失を見積らなければならないものの、予測期間が長くなればなるほど、予想信用損失を見積る上での判断の度合いが大きくなる。これは、先になればなるほど、詳細な見積りができなくなるからである。企業は、契約上のキャッシュ・フローの予想される回収可能性と関連性のある情報のうち、過度のコストや労力を必要とせず利用可能な情報を検討しなければならない。

予想信用損失の見積りは、最悪のシナリオに基づくものでも、最善のシナリオに基づくもの

でもない。すなわち、予想信用損失の見積りに当たっては、信用損失が発生する可能性と、信用損失が発生しない可能性の両方が、必ず反映される。一方、3以上の結果の発生可能性を考慮した、確率による加重平均の計算は要求されない。最も発生の可能性が高い結果（統計学上の最頻値）のみに基づいて予想信用損失を見積ることは禁止される。

予想信用損失の見積りに当たり、保証人の経済状況や、信用損失を吸収する劣後持分の存在等、信用補完（単独で契約となるものを除く。）が金融資産に関する予想信用損失をどのように軽減するのかを反映しなければならない。ただし、予想信用損失の見積りに当たり、企業は、金融資産と、信用損失を軽減する役割を果たす別個の単独の契約を組み合わせるはならない。すなわち、金融資産（又はそのグループ）の予想信用損失の見積りは、金融資産（又はそのグループ）の予想信用損失を軽減する可能性のある、法的に分離可能で別個に権利行使可能な契約（例えば、購入したクレジット・デフォルト・スワップ）と相殺してはならない。

## (3) 予想信用損失引当金の変動の認識

貸借対照表において当期の予想信用損失引当金の残高を調整するために必要な信用損失（又はその戻入れ）の金額は、損益計算書において信用損失引当金繰入額として認識しなければならない。

## (4) 利息収益

以下に述べる場合を除き、本公開草案は、債権者がどのように利息収益を認識すべきであるかについて述べていない。

本公開草案の範囲に含まれる購入時に信用が毀損している金融資産について利息収益を認識する場合、その取得時に購入価格に組み込まれたディスカウントについて利息収益を認識して

はならない。購入時に信用が毀損している金融資産に関する信用損失引当金の残高は、前述のとおり、回収できないことが予想される、すべての契約上のキャッシュ・フローの現在の見積りに基づかなければならない。また、信用損失引当金の変動についても、前述のとおり、損益計算書において当期の信用損失引当金繰入額として認識しなければならない。

元本の実質的にすべて又は利息の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合、利息収益の認識を中止し、以下のとおり会計処理しなければならない。

- (a) 元本の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合、負債性金融商品から受け取った現金のすべてについて、資産の帳簿価額の減少として認識しなければならない。帳簿価額がゼロまで減少して、なおも受け取った現金は、過去に直接減額をした金額の回復（すなわち、予想信用損失引当金の修正）と考え、利息収益として認識しなければならない。
- (b) 元本の実質的にすべてを受け取る可能性が高いものの、利息の実質的にすべてを受け取る可能性が高くない場合（担保の価値が償却原価よりも大きい場合等が考えられる）、受け取った現金について利息収益を認識しなければならない。ただし、利息収益の発生を中止しなかった場合に認識されたであろう利息収益を超えて受け取った現金は、資産の帳簿価額の減額に充てなければならない。

もはや利息収益の認識を中止するような状況ではなくなった場合、利息の認識を中止する前に用いていた利息収益の認識方法を適用しなければならない。

## 事後測定

### 直接減額

将来の回復が合理的に予想されないと判断した期間に、本公開草案の範囲に含まれる金融資産（又はその一部）の取得原価を直接減額しなければならない。直接減額した金融資産の残高だけ、信用損失引当金の残高も減額しなければならない。過去に直接減額した金融資産の回復は、対価を受け取った場合にのみ、予想信用損失引当金を修正することにより認識しなければならない。ここで、回復とは、金融資産が直接減額された後に、要求される支払いの全部又は一部として、企業が対価を受け取ることをいう。

## 表示

企業は、本公開草案の範囲に含まれる金融資産で、償却原価により測定されているもの（購入時に信用が毀損している資産及びローン・コミットメントを除く。）に関する信用損失の見積りは、資産の償却原価を減額する引当金（負債）として貸借対照表に表示しなければならない。

また、本公開草案の範囲に含まれる金融資産で、FV-OCIにより測定されているもの（購入時に信用が毀損している資産及びローン・コミットメントを除く。）に関する信用損失の見積りは、資産の償却原価を減額する資産の控除項目として貸借対照表に表示しなければならない。

さらに、本公開草案の範囲に含まれる、購入時に信用が毀損している資産で、FV-NIにより測定されていないものに関する信用損失の見積りは、取得時の資産の購入価格と予想信用損

失の合計を減額する引当金（負債）として貸借対照表に表示しなければならない。

最後に、本公開草案の範囲に含まれるローン・コミットメントに関する信用損失の見積りは、負債として貸借対照表に表示しなければならない。

## 開示

本公開草案は、その範囲に含まれる金融商品の信用リスク及び信用損失の認識に関連する、以下の開示規定を提案している。

- (a) 信用の質に関する情報
- (b) 予想信用損失引当金
- (c) 特定の負債性金融商品の増減分析
- (d) FV-OCIに分類される負債性金融商品の公正価値から償却原価への調整表
- (e) 延滞状況
- (f) 利息収益の認識の中止の状況
- (g) 購入した信用が毀損した金融資産
- (h) 担保付金融資産

これらの開示により、財務諸表の利用者が以下を理解できるようになることが意図されている。

- (a) ポートフォリオに内在する信用リスク及び経営者がポートフォリオの信用の質をモニターする方法
- (b) 経営者の予想信用損失の見積り
- (c) 当期中の予想信用損失の見積りの変動

## おわりに

本公開草案の公表時点では、国際会計基準審議会（IASB）が信用損失に関する審議を終えておらず、改訂公開草案を公表していなかったことから、FASBは、本公開草案における提案と国際財務報告基準（IFRS）の比較を行っていない。IASBの審議が完了し、改訂公開草案が公表されたところで、FASBは、差異を要約し、両モデルについてコメントを募集する予定である。

### 【参考文献】

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting Standards Update (Exposure Draft) "Financial Instruments - Credit Losses (Subtopic 825-15)"*, December 20, 2012.